

施 工 条 件 の 明 示

工事名：社会資本総合整備(国土強靱化)(防災・安全) 分割 1
号 暫定供用工事
路線名：主要地方道 昭和インター線
箇所名：利根郡 昭和村大字森下 地内 森下工区

明 示 関 係	明 示 事 項
工程関係	・本工事区間には、別途発注による舗装工事、交安施設工事工事が予定されており、工期が重複するため、相互の連絡調整を密に行うこと。
	・本工事区間は、別途発注によるR6分割2号工事が施工中であるため、相互の連絡調整を密に行うこと。
	・工事工程報告書を、群馬県県土整備部関係建設工事工程管理要領に基づき、月末までに監督員に提出すること。また、万一、20%以上工程が遅延した場合は、遅延回復措置書を提出し、遅延回復の措置を講じること。
用地関係	・あらかじめ官民境界を確認し県有地内で施工すること。境界立会等が必要な場合は、日程等について監督員と協議すること。
	・工事に必要な施工ヤード等は、請負者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
公害対策関係	・施工時に発生する騒音、振動等について事前に、隣接する施設の所有者又は責任者に十分な説明をすること。
	・土砂埃等で道路を汚さないよう十分注意すること。また、やむを得ず汚した場合は速やかに清掃すること。
	・起業地周辺には希少野生動植物が生息している可能性があるため、具体的な対策について施工計画書に明記するとともに、影響を極力抑えるよう細心の注意を払って施工すること。
	・起業地内からの土埃の発生を抑制するため、乾燥が激しい場合は散水等の措置を講じること。
	・廃棄した生コンクリートは適正に処理し、打継面処理等により発生した汚濁水が河川や田畑等に流入しないよう注意すること。
安全対策関係	・本工事の施工にあたり、就労者の安全を確保するため、「労働安全衛生規則」及び「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」等を遵守すること。
	・本工事の施工にあたり、公衆に対する危害等を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・ 現道の規制については、「路上工事等の安全施設設置要領」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。 ・ 1日の作業終了後は、交通開放することを原則とする。やむを得ず終日規制する場合は、「路上工事等の安全施設設置要領」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。 ・ 工事用車両が一般道路を通行する場合、交通関係法令を遵守するとともに見通しのきかない場所等には、必要に応じて安全確保のための交通誘導員を配置すること。 ・ 本工事に関する標示板及び安全施設等の設置を完了したときは、「建設工事の安全管理に関する共通仕様書」に基づき、段階確認を受けることとし、設置状況等については「土木工事写真管理要領」に基づき写真撮影し記録すること。（夜間作業を行う場合は、夜間状況の写真も提出すること） ・ 本工事は、交通誘導員B 86日×2名の配置を想定している。施工に先立って、施工計画書に交通誘導員の配置計画を記載の上、監督員と協議すること。また、配置日・配置時間帯・配置時間・配置人数を記載した実績表を、監督員に提出すること。 ・ 歩行者・自転車通路を現場内に常時確保し、迂回等の措置は極力避けること。やむを得ず通行帯が確保できない場合は、対策等について監督員と協議すること。 ・ 本工事区間は通学路に指定されているため、学校・教育委員会等と調整し学童等の安全確保に万全を期すこと。 ・ 当工事は、施工期間の気温上昇が想定されることから、工事現場の安全（熱中症）対策に充分配慮すること。なお、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、現場管理費の補正については、設計変更の対象とする。 ・ 本工事の施工にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に充分配慮すること。 ・ コンクリートブロック積工・石積工の足場について、当初の発注では簡易足場の設置を見込んでいる。ただし、切土部かつ直高2m以上のコンクリートブロック積工・石積工において、簡易足場では現場作業員の施工・安全確保上不十分であると考えられる場合、監督員と協議のうえ足場工の設置を設計変更の対象とする。
工事用道路及び仮設備関係 建設発生土・産業廃棄物関係	・ 本工事は建設副産物実態調査の対象工事であるため、原則としてコブリス・プラス（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）へ登録し、「登録証明書」を発注者に提出すること。また、これら計画の実施状況は、工事完了後速やかに発注者まで提出すること。 ・ 本工事で発生するアスファルト塊（コンクリート塊）については、中間処理費及び8.0km分の運搬費用を見込んでいる。処理方法等を変更する場合は、別途監督員と協議すること。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督員に報告すること。 ・ 特定建設資材の処分が発生する場合は、建設リサイクル法（第12条第1項、第13条第1・2項及び第18条）に従うこと。（対象：請負金額が500万円以上の建設工事）

明 示 関 係	明 示 事 項
	・本工事は「コブリス・プラス（旧「建設発生土情報交換システム」）」の登録対象工事である。請負者は、工事の実施に当たっては、土量、土質、土工期等に変更があった場合には、速やかにコブリス・プラスのデータ更新を行うこと。 ・本工事実施にあたっては、群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-38 ダンプトラック等による過積載等の防止について十分留意すること。 ・舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水（以下「排水」という。）については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。回収された排水については、産業廃棄物として、適正に処理すること。なお、適正な処理をするために必要な運搬費及び処分費については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。 なお、受注者は、当該処理に係るマニフェストについて、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。 ・土砂を再生資源利用計画（合計500m3以上搬入する場合に作成）に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。 なお、複数の搬入元があり単一では搬入量が500m3未満の場合においても、再資源利用計画に記載した搬入元から搬入する場合は、速やかに受領書を搬入元に交付すること。 また、再資源利用計画に記載していない搬入元から搬入する場合においても、搬入元から受領書の交付を求められた場合は、速やかに受領書を交付すること。 ・当該工事で利用する土砂は、以下の箇所から搬入すること。 昭和村大字川額3716-595 千年の森スポーツセンター （運搬距離 L=9.7km）
工事支障物件関係	・測点No.19付近には昭和村管理の占有物件があるため、施工にあたっては事前に管理者と協議すること。 ・工事着手前に支障となる物件について調査し、該当する物件がある場合は速やかにその位置関係が分かる図面を監督員に提出し協議すること。
塩化物・アル骨材反応対策	
コンクリート構造物の品質確保	・コンクリートの水セメント比について、鉄筋コンクリートは55%以下、無筋コンクリートは60%以下とすること。ただし、均しコンクリート等を除く。 「土木工事におけるコンクリート品質確保基準の運用について」により、重要構造物に使用するコンクリートの圧縮試験は、工種毎の試験回数の半数以上を原則として第三者試験機関により実施するものとする。ただし、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場およびISO9001認証取得工場のレディーミクストコンクリートを使用する場合は、試験回数の1/3以上を第三者機関により実施することとする。 なお、第三者試験機関による実施が著しく困難な場合には、第三者試験機関による試験回数を1回以上実施し、その他機関による試験回数の1/3以上を監督員の立会いのうえ実施するものとする。

明 示 関 係	明 示 事 項
排出ガス対策型建設機械関係	・ 工事において使用する建設機械は、原則として、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）」（以下、「オフロード法」と呼ぶ。）に基づく技術基準に適する特殊自動車、または、国交省で別に定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用すること。 やむを得ずオフロード法の施行日（平成18年10月）前もしくは、オフロード法に基づく排出ガス規制の適用日以前に製造した、排出ガス基準に適合しない建設機械を使用する際は、オフロード法が適用されない建機であることを確認するために販売契約書や保険契約書、製造番号など建設機械の製造時期が証明できるものを提示すること。 また、国交省で定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用について監督員の承諾を得ること。この場合において排水ガス浄化装置を装着した機械の使用ができない際は監督員と協議すること。
薬液注入工関係	
口用許可案件関係	
契約工期関係	・ 本工事は、フレックス工期による契約方式の対象工事である。 工事開始期限日は、令和7年11月6日とする。 ・ 本工事は、令和8年3月31日までの工期とする。 ただし、本契約の工期は、発注者積算の標準工期が確保されてないことから、契約締結後、建設工事請負契約約款に基づき、適切な工期での契約変更に向け、受注者と発注者で協議する。 ・ 本工事は、過去5年間(令和2年～令和6年)の8時から17時までのWBG T値が31以上の時間を足し合わせた猛暑日日数として、5日間の工期加算を行っている（環境省の沼田地点の値を使用）。 施工期間の猛暑日日数が標準工期で見込んでいる日数以上にあり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、受注者は、施工期間中の猛暑日日数を発注者に提出することで、工期の延長変更を請求することができるものとする。
その他	・ 契約後、速やかに設計内容の照査を行い、施工計画等について監督員と打合せをすること。 ・ 本工事は中間施工検査対象工事であるため、日程等について別途連絡するので、検査日までに工事管理書類等を整備すること。 ・ 労働安全衛生法第88条に基づく「建設物設置届」を労働基準監督署に提出すること。（型枠支保工、足場等） ・ 設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により使用することが出来ない場合は監督員と協議すること。 ・ 「群馬県建設工事適正化指導要綱」に則り関係書類を提出すること。 ・ 本工事は、電子納品対象工事であるため、「群馬県CALS/EC電子納品ガイドライン」に基づき電子納品を行うこと。電子納品を円滑に行うため、工事着手時に、受発注者間で電子納品に関する事前協議を行うこと。なお、事前協議は「事前協議チェックシート」により行うこととする。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。 ・県外産の工事材料を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。 ・図面と現場の不一致を減らすためのチェックシート「様式1」及び「様式2」の内容について詳細な確認を行い監督員と協議すること。調査結果は「施工計画書」により監督員の了解を得るとともに電子データを監督員へ1部提出すること。 ・工事の実施にあたっては、最新の基準類を確認しながら実施するものとする。最新の基準類については、「群馬県県土整備部基準通知システム」に掲載しているため、下記URLから確認すること。 【基準通知システム】 https://kendo-gunma.viewer.kintoneapp.com/public/7fb9a4c6c64dd918b03b885c3d4670af87fe1dd0be350dba2ba4dc1906a7bc27 ・当工事は「現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。 なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、40日を見込んでいる。 ・当工事は「小規模ICT活用工事（施工者希望型）」の対象工事であるため、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。 なお、適用を希望する場合は、「【群馬県版】小規模ICT活用工事の実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・当工事は「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事（発注者指定型）」の対象工事であるため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・当工事は「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）」の対象工事であるため、「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）工事実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・本工事は、快適トイレを2基×10ヶ月間の配置を想定している。設置に先立って、施工計画書に設置計画を記載の上、監督員と協議すること。また、設置基数・設置期間を記載した実績表及びかかった費用の見積書を、監督員に提出すること。 ・当初設計では工期を令和7年10月8日から317日間（工事完成期限日）として冬期補正率の計算対象としているが、契約後に契約工期を計算対象として変更するものとする。 ・本工事は、建設工事現場における「よくわかる公共事業」のQRコードの掲示の対象工事であるため、その実施方法及び費用の計上方法について監督員と協議すること。